

手配旅行(航空券・宿泊)取扱条件書

●お申し込みをいただく前にこの条件書を必ずお読みください。

1. 航空券・宿泊取扱条件書の意義

本航空券・宿泊手配取扱条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取扱条件説明書」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。当社に旅行手配のお申し込みをされる契約は本旅行条件書の定めるところによります。

2. 手配旅行契約

- (1) この旅行は、ワッシュインインターナショナル株式会社(親方庁長官登録旅行業第1361号、以下「当社」といいます)が手配する旅行であり、この旅行に参加される申込者は当社と手配旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2) 旅行契約とは、当社が申込者の委託により、申込者のために代理、媒介又は取次をすることなどにより、申込者が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるよう手配をすることを引き受けた契約をいいます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、本航空券・宿泊(留学プログラム以外)手配取扱条件書によります。

3. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- (1) 当社所定の旅行申込みに所定の事項を記入し、本航空券・宿泊手配取扱条件書をご承諾の上、当社が定める申込金をもってお申込いただきます。
- (2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込者から支払われた金銭を受領したときに成立するものとします。
- (3) 当社は本項(1)の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払うけることなく契約締結の承諾のみにより旅行契約を成立させることができます。この場合には書面に記載した年月日に旅行契約が成立するものとします。
- (4) 当社は本項(1)及び(3)の規定にかかわらず、旅行代金と引換に旅行サービスの提供を受ける権利を表示した航空券等の書面を交付するものについては、口頭による申込を受け付けることがあり、この場合当社が申込者のお申込を承諾した時に旅行契約が成立するものとします。
- (5) 申込金1件につき50,000円
申込金は、旅行代金・取消料その他申込者が当社に支払うべき金銭の一部にそれぞれ充当するものとします。旅行代金等支払うべき金銭の合計額が50,000円に満たない場合は、合計額全額とします。
- (6) 当社は、航空券・宿泊の手配費用として8,800円を請求します。なお、この手配費用は手配業務の進捗状況に関わらず返金は致しません。

4. 契約締結の拒否

- 当社の業務上の都合により申込者との旅行契約の締結をお断りする場合があります。
- (1) 当社は申込者が次の①から③のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
 - ①申込者が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は社会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - ②申込者が当社に対して暴力的な要求行為、不必要な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
 - ③申込者が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
 - (2) その他当社の業務上の都合があるとき。

5. お申込み条件

- (1) 申込時に18歳未満または19歳未満の高等学校及び高等専門学校在学中の場合は保護者の同意書が必要です。
- (2) 現在健康を損なっていらっしゃる方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨お申込時にお申出下さい。旅行の安全かつ円滑な実施のために同伴者の同行を条件としたり、場合によってはお申込をお断りさせていただくこともあります。
- (3) 航空会社ごとに予約・発券・変更・取消等に関する航空会社手数料が定められています。

6. 旅行代金について

- (1) 旅行代金とは、当社が旅行サービスを手配するため、運賃・宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の取扱料金(変更料及び取消料を除きます)をいいます。
- (2) 旅行代金(旅行代金から申込金を差し引いた残額)は、旅行開始日前の当社が定める期間までに、当社が指定した方法にてお支払いいただきます。但し、航空会社が個別に定める販売条件等により、お申込み時や発券期日までに旅行代金の一部金や全額をお支払いいただく場合があります。また時期や混雑状況により、航空会社の事情で急な発券依頼が生じる事もあり、予定より早くの発券及び請求が必要となる場合があります。
- (3) 旅行開始日以降の返金はいたしません。

7. 空港諸税等について

- (1) 航空券発券時に徴収となります空港諸税、空港施設使用料、航空保険料、燃油サーチャージ、国際観光旅客税等は旅行代金には含まれておりませんので、別途日本円でお支払いください。
なお、徴収額はご利用いただく航空券運賃の大・子供種別に準じます。※運送機関の課す付加運賃・料金が変更された場合は、増額になったときは不足分を追加徴収し、減額になったときはその分を返金します。
- (2) 日本円換算額は旅行契約の成立時点で確定し、それ以降の為替相場の変動による追加徴収・返金はいたしません。但し、空港諸税の新設や税額の変更により徴収額が変更になる場合があります。

8. 旅行代金の変更

- (1) 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、

この条件書は、航空券と宿泊のみの旅行に関する取扱い条件書です。
留学先の学校やホームステイ等の滞在、留学先の最寄空港から滞在先までの空港送迎など留学に関する申込条件は「WISH海外語学留学条件書」をご覧下さい。

為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することができます。この場合、旅行代金の変動は申込者に帰属するものとさせていただきます。

- (2) 当社は、旅行サービスを手配するために実際に要した旅行代金と申込者から旅行代金として収受した金額とが合致しない場合は、旅行終了後、速やかに旅行代金の精算をいたします。

9. 契約内容の変更

- (1) 申込者が、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容の変更を求めてきた場合、当社は可能な限りその求めに応じます。
- (2) 申込者の求めにより契約内容を変更する場合、既に完了した手配を取消すために運送・宿泊機関等に対して支払うべき取消料・違約料その他手配にかかる費用は、申込者の負担とさせていただきます。
- (3) 上記変更に要する費用は別に、変更手続きをすることの対価として下記に示す当社所定の変更料金をお支払いいただきます。
- (4) 旅行者の交代は手配旅行契約の変更ではなく、申込者による任意解除になりますのでご注意下さい。

10. 契約の解除

- (1) 申込者による任意解除

申込者は、下記費用をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。但し、契約解除のお申し出をお受けできるのは、当社の営業時間内に限られています。お申し出により取消料の額に差が生じることもありますので、当社の営業日、営業時間、連絡先等は申込者自身でも申込時点で必ずご確認願います。旅行代金から申込者が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金を申込者に払い戻します。

- (2) 申込者の責に帰すべき事由による解除

①当社は、申込者が所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、旅行契約を解除することができます。

②申込者が、当社に届け出た、申込者に関する情報に虚偽あるいは重大な虚偽があることが判明したとき。

③申込者が契約内容に關する範囲を超える負担を求めたとき。

- (3) 当社の責に帰すべき事由による解除

当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となつたときは、申込者は旅行契約を解除することができます。この場合当社は、旅行代金から申込者が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金を申込者に払い戻します。

11. 変更・取消料

(1) 航空券

下記①、②および③(該当の場合)の合計金額となります。

①航空会社と手配会社が定める(微収する)変更・取消料

商品ごとに異なります。詳しくは当社までお問合せください。

②手数料5,500円【往路、復路を問わず、お一人／1回】

*航空会社・航空券の種類によっては上記規定と異なる場合がございますので、当社にお問合せください。

*当社では申込者の都合による予約の取り消しに伴う返金の際の振り込み手数料は申込者ご負担となります。予めご了承下さい。

③申込者の都合で航空会社の事前の承諾なしに復路を権利放棄された場合(片道のみご利用された場合)や、一部の区間を利用しなかった場合、航空会社から違約金や差額の徴収が発生する事があり、その場合においては差額をお支払い頂きます。

(2)宿泊

変更日・取消時期	変更料	取消料
宿泊日の前日から起算して5日前まで	無料	
宿泊日の前日から起算して4日前～前日	5,500円 (※)	宿泊機関が定める取消規定に準ずる
宿泊日当日及び宿泊日以降	宿泊1泊分 (100%)	

*当社では申込者の都合による予約の取り消しに伴う返金の際の振り込み手数料は申込者ご負担となります。予めご了承下さい。

1泊分の宿泊代金が5,500円に満たない場合は、宿泊代金の100%となります。

12. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行に当たって当社又は当社が手配の全部又は一部を代行させたもの(以下「手配代行者」といいます)が故意又は過失により申込者に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。但し、損害発生の翌日から起算して2年内に当社に対して通知があつた場合に限られています。

- (2) 免責事項

申込者が、当社及び手配代行者に故意及び過失のない以下に例示するような事由によって損害を被られた場合、当社は責任を負いません。

①天災地変・戦乱・暴動・航空機の遅延・ストライキ・テロ行為・感染症等により運送便が取り消され、又は旅行日程が変更された場合。

②航空会社の過剰予約受付(オーバーブッキング)により、予約を取り消され、又は搭乗を拒否された場合。

③申込者が集合時間(通常出発の2時間前)に遅れて搭乗できなかつた場合。

④申込者が航空券等の紛失及び盗難にあわれた場合。

⑤その他、航空会社の都合による遅延・欠航等により代替便となつた場合、または予定していた乗継便に間に合わなかつた場合など当社及び手配代行者の管理外の事由により、申込者が損害を被られた場合。

⑥当社にて予約申込をされた際に申込者のお名前や同伴者の年齢等申込者の過失により誤った情報を入力され、そのため航空会社に搭乗を拒否されたり、日本出国や現地において入国を拒否された場合。

⑦日本又は外国の官公署の命令、出入国規制もしくは伝染病またはこれらのために生じた日程や内容等の変更もしくは中止の場合。

⑧参加者が法令もしくは規制等へ違反した場合。

⑨前各号に準じた事態が発生した場合。

13. 申込者の責任

申込者の故意又は過失により当社が損害を受けた場合、当社は申込者から損害の賠償を申し受けます。

14. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2022年9月1日現在を基準としています。また旅行代金は、申込者がご旅行の予約申込をした時点で公示されている航空運賃・適用規則または同日現在国土交通大臣に認可申請中の航空運賃・適用規則を基準として算出しています。

15. ご注意

- (1) 危険情報・衛生情報

①渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が表示されている場合があります。お申込の際に海外危険情報に関する書面をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ホームページ(<http://www.anzen.mofa.go.jp>)」、または領事局領事サービスセンター(TEL:03-3580-3311)でもご確認ください。

②渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫所海外で健痷新たにあります」ホームページ(<http://www.forth.go.jp>)でご確認ください。

- (2) 現地での接続便については日本において予約確認されていても、各国の通信事情その他の理由により現地で乗継ぎができない場合もありますので、ご旅行に際してはできる限り余裕を持ったスケジュールをお立て下さい。各航空会社のマイページサービスにつまつては、責任は負いかねます。航空会社とお客様の間での会員プログラムとなり、お客様ご自身でお問い合わせ・登録等のすべてを航空会社と直接行ってください。

16. その他

- (1) 一部の航空券は、航空会社が個別に定める販売条件により、発券期日が設定されている場合があります。発券期日が決められている航空券は、お申込み時にご案内いたしますが、万一発券期日までに旅行代金全額のご入金が確認できない場合は、ご予約を取消させていただきます。

(2) 航空券発券後の変更は取消扱いとなります。いたん契約を取消後、あらためてお申込みください。

- (3) パスポート(旅券)およびビザ(査証)について

①ご旅行に要する旅券・査証・再入国許可及び各種証明書の取得及び出入国手続書類の作成等は申込者ご自身の責任で行っていただきます。ただし、当社は所定の料金を申し受け、別途契約して渡航手続きの一部又は全部の代行を行ふこともあります。この場合、当社は申込者ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができないものとその責任は負いません。なお、当社以外の旅行業者に渡航手続きを依頼された場合は、渡航手続きの業務にかかわる契約の当事者は該当取扱旅行業者となります。

②渡航先の国又は地域によって旅券に有効残存期間を必要とする場合や査証を必要とする場合があります。渡航先国の領事館にてご確認いただかく、当社にご相談ください。

③当社は、申込者がパスポートやビザの不備によってご旅行を中止せざるをえない事態が生じても、旅行代金の返金や補償には応じられませんのであらかじめご了承ください。

- (4) 海外旅行傷害保険加入のおすすめ

当社が申込者との間に締結する手配旅行契約は、パッケージ旅行等の募集旅行契約と異なり、ご旅行中に被られた損害について当社から補償金や見舞金をお支払いする特別補償規定はございませんので、万一の事故やトラブルに備えて海外旅行傷害保険に加入されることをおすすめします。

- (5) 航空会社のオプショナルサービス(アナカンサービス等)のお申込みをされる場合、別途費用がかかります。

- (6) 本条件書は、事情により告知なしに変更されることがあります。